

HIT-DSP 利用規約

本規約は、HIT-DSP 利用申込書(以下、「本申込書」という)に記載のお申込者様(以下、「本利用者」という)が、株式会社ヒット(以下、「ヒット」という)が運営する HIT-DSP(以下、「本サービス」という)を利用するにあたり遵守すべき事項となります。

第1条(本サービスの利用資格)

- 1 本利用者は、本申込書に必要事項を記載し本利用規約を承諾のうえ、ヒットに対し利用申込を行うものとする。
- 2 ヒットは、前項により本利用者から本申込書を受領した場合、速やかに取引審査を実施し本利用者へ通知する。なお、取引審査不合格の場合には、本サービスを利用できない場合がある。

第2条(定義)

本規約において、「広告取引」とは、ヒットが運営する媒体の広告枠、またはヒットが他の媒体社から仕入れた広告枠を、本サービスを介して本利用者に対し販売することをいう。本利用者は、本利用者が広告主の場合には自社の広告を掲出し、または本利用者が代理店の場合には本サービスの広告枠に掲出を希望する広告主に対し、本サービスの広告枠を販売することができるものとする。

第3条(本規約と個別契約)

本規約に定める事項は、広告取引に関してヒットおよび本利用者間で締結される個々の契約(以下、「個別契約」という)すべてについて適用されるものとし、本規約を遵守することを合意した上、本利用者とヒットが個別契約を締結した時点で、HIT-DSP 利用契約が成立するものとする。

第4条(個別契約)

- 1 個別契約は、本利用者が本サービス上で、ヒット又は他の媒体社により行われる広告主審査および広告クリエイティブ審査の承認を得て、所定の購入手続きを実施したときに成立する。
- 2 本利用者は、広告掲出の5営業日前までにヒットへ通知し、ヒットの承諾を得ることを条件に、広告枠購入手続き完了後に広告取引をキャンセルすることができる。但し、この場合であっても、当該キャンセルによって、ヒットに損害が生じた場合は、本利用者はヒットが被った損害を賠償する責めを負う。

- 3 本利用者は、広告枠購入手続き完了後、広告掲出の5営業日以内において、広告取引をキャンセルすることはできないものとする。本利用者がキャンセルした場合でも購入した広告枠の料金の全額をヒットに支払うこととする。

第5条(本サービスの利用)

- 1 本利用者は、広告取引を行う目的にのみ本サービスを使用することが出来るものとする。
- 2 本利用者は、本サービスについて本規約に基づき発行したアカウント等、ヒットが本利用者に対し許諾した権利を、第三者に対し再許諾しないものとする。
- 3 本サービスは、ヒットの裁量により随時改良または変更される場合があるものとし、本利用者はかかる改良および変更は一切の異議を申し立てないものとする。
- 4 本利用者は、本サービスの操作を自己責任で行うものとし、本サービスの操作ミス等により本利用者へ発生した損害について、ヒットは一切の責任を負わないものとする。

第6条(広告掲出規定)

- 1 本利用者は、広告枠に掲出する広告の内容について、法令を遵守した内容および意匠等を入稿および掲出するものとし、内容及び意匠がヒットおよび第三者の権利を侵害するおそれのないものであることを保証するものとする。
- 2 広告の内容および意匠による権利侵害等広告掲出に関連して第三者に損害が生じた場合は、本利用者はその責任と費用をもって解決するものとし、ヒットは一切の責を負わないものとする。万一ヒットに賠償責任等の損害が生じた場合には、本利用者が広告主の場合には本利用者が、または本利用者が代理店の場合には本利用者ならびに広告主が連帯して、その全額を補償し、ヒットを免責するものとする。
- 3 本利用者と広告主が異なる場合、本利用者は広告主が反社会的勢力でないことを確認のうえ購入手続きを実施するものとし、かつ本利用者は広告主が反社会的勢力でないことを保証する。
- 4 本利用者は、管理ならびに保安上、広告意匠の表示プログラミングについてヒットに一任する。また、本利用者は、広告掲出を実施する上で必要な審査および広告枠の購入手続きを商品毎に決められた所定の期日までにそれぞれ完了させることとし、遅延した場合掲出開始が開始予定日より遅れることを了解する。
- 5 本利用者は、自身のデザインデータ入稿の遅延等により掲出期間

が短縮された場合、ヒットへの補償要求は一切しない。

6 本利用者は、広告素材に関しクリエイティブ審査の結果によっては掲出できない広告素材があることを了解する。広告枠購入手続き完了後、広告素材の審査が承認されていない場合もしくは本利用者が広告枠に掲出する広告素材に対しクリエイティブ審査が否認された場合には、本利用者は別素材を用意するものとする。なお、別素材についてもクリエイティブ審査は実施されるものとする。

7 意匠に関する権利者等から掲出差し等の要請があった場合、ヒットは速やかに本利用者へ通知をし、広告掲出を取り止める。但し、掲出料金の返還並びに代替放映は一切行わない。

8 広告掲出期間中、放映を継続することに困難な状況が生じると予想される場合、ヒットの判断で放映を中止することができるものとする。

9 広告掲出期間中、正常な掲出ができなくなった場合の補償は、ヒットの指定する枠での未掲出分代替掲出補償に限るものとし、返金はしないものとする。

10 本利用者は、広告掲出後、出稿現場の写真や映像をヒットの実績紹介としてパンフレット・ウェブサイト等に掲載することを了解する。

11 本利用者は、本サービスにおいて、広告主の競合排除、競合調整または広告掲出順序の調整等が、一切行われるものではないことを了解する。

12 本利用者は、広告主審査、クリエイティブ審査その他の名称を問わず本サービスに関連してヒットまたは他の媒体社によって行われる個々の判断の理由が、本利用者へは一切開示されないことを了解する。

第7条(アカウント情報)

1 本利用者の本サービスの利用に際し、ヒットにより発行されるID・パスワード(以下、「アカウント情報」という)は、ヒットから本利用者のみへ貸与されるものとし、本利用者は、これらのアカウント情報を売買、譲渡その他の処分をしてはならない。

2 本利用者は、貸与されたアカウント情報について、善良なる管理者の注意をもって厳重に管理、保管し、利用上の損害について一切の責任を負うものとする。

3 本利用者が貸与されたアカウント情報に基づいて行われた行為については、いかなる理由がある場合でも、本利用者が行ったものとみなす。

4 本サービスの利用が不可能となった場合、アカウント情報について、本利用者はこれらを削除するものとする。

第8条(禁止事項)

1 本利用者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはならないものとする。

- (1) ヒットまたは第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為
- (2) コンピューターウイルスその他の有害なコンピュータープログラムを含む情報を送信する行為
- (3) 本サービスを改ざんする行為
- (4) 本サービスの提供を妨害するおそれのある行為
- (5) ヒットに不利益、損害を与える行為
- (6) 公序良俗に反する行為
- (7) 未成年者にとって有害と認められる行為、またはそれらを助長し、もしくはそのおそれのある行為
- (8) 本サービスの信用を失墜、毀損させる行為
- (9) その他、ヒットが不適切と判断する行為

第9条(掲出内容)

本利用者は、以下各号の表現・内容の広告を掲出しないうことに同意する。

- (1) 殺害、虐待または自殺を肯定、勧誘あるいは助長するまたはそのおそれがあるとヒットが判断する内容(殺害・自殺の方法などを掲出する行為を含む)
- (2) 違法薬物、火器・けん銃など違法武器、爆発物の製造、売買、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、傷害、詐欺、窃盗等の犯罪を肯定・勧誘あるいは助長するまたはそのおそれがあるとヒットが判断する内容
- (3) 過度に残酷または暴力的な内容
- (4) 本人の承諾のない個人情報
- (5) 社会通念上、不適切と解釈され、またはそのおそれのある表現または内容
- (6) 著しく性欲を興奮または刺激させる内容
- (7) 自らまたは組織等を偽る内容
- (8) 本利用者が権利を有していない著作物(文字、画像、イラスト等)を無断使用または紹介する内容
- (9) 無限連鎖講(ねずみ講)、リードメール、ネットワークビジネス関連(MLM、マネーゲーム、オンラインカジノ等を含むがこれらに限られない)の勧誘等の情報、およびこれらに類するとヒットが判断する内容

- (10)他人を専ら誹謗・中傷もしくは侮辱する内容
- (11)相手に恐怖心を生じさせる目的で危害を加えることを通告する脅迫行為やストーカー行為を助長するような内容
- (12)人種、民族、性別、信条、社会的身分、居住地、身体的特徴、病歴、教育、財産等による差別につながる表現・内容
- (13)ロケーションオーナーの競合となる内容
- (14)その他、公序良俗に反する内容、法律に抵触する内容およびヒットが不適切と判断する内容

第 10 条(本サービスの停止等)

1 ヒットは、以下のいずれかに該当する場合には、本利用者に事前に通知することなく、および本サービスの利用の全部または一部を停止または中断することができるものとする。

- (1)本サービスに係るコンピューター・システムの点検または保守作業を定期的または緊急に行う場合
- (2)コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
- (3)火災、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
- (4)その他、ヒットが停止または中断を必要と判断した場合

2 ヒットは、本利用者が、本規約に違反する行為を行っていることもしくは不正・詐欺的な広告掲出を行っていること(以下「違反行為等」という)を認識した場合、または、違反行為等を疑わせる事情を認識した場合、本利用者に対して本サービスの提供停止を通知し、本利用者が当該通知を受領してから 7 営業日以内に違反行為等がなかったことを客観的に示す資料を提出しなかった場合には、本サービスの提供を停止することができる。

3 ヒットは、自らの都合により、本サービスの提供を終了することができるものとする。

4 ヒットは、本条に基づきヒットが行った措置に基づき本利用者に生じた損害について一切の責任を負わないものとする。

第 11 条(価格)

本利用者は、広告取引に対する価格は、ヒットが決定するものであることを了解する。

第 12 条(請求・支払い)

1 本サービスに関する請求・支払いの条件については、ヒットと本利用者間で別途定める。

2 本利用者が代理店だった場合の本利用者の支払義務は、広告主が本利用者に対し対価の支払を怠ったことその他本利用者と広告主との間の関係により何らの影響も受けないものとする。

第 13 条(保証の否認および免責事項)

1 ヒットは、本サービスに欠陥が生じた場合に、常に原状のとおり復元または修復されることを保証しないものとする。但し、正常な掲出ができなくなった場合の未掲出分代替掲出補償についてはこの限りではない。

2 ヒットは、本サービスの円滑な運営のための管理または監視を行う場合があるが、その義務を負うものではない。

3 ヒットは、本利用者の本サービス利用に際して、本利用者がコンピューターウイルスその他の有害なコンピュータープログラムによる被害を受けまいよう合理的な範囲の措置をとるものとするが、安全性を完全に確保するためのセキュリティ方法を提供することを保証するものではなく、それらによって本利用者が損害を被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとする。

4 広告を掲出することに問題があるとヒットが合理的に判断する場合には、本利用者の希望する広告の掲出を行わないことができるものとする。

5 本利用者は自らの責任において、予算の管理を行い、ヒットは予算の管理について一切の責任を負わないものとする。

6 本利用者はヒットに対し、本利用者が入稿した動画ファイルを改変して広告入稿することを許諾し、運営者の動画ファイルの使用について権利侵害の申し立てをしないものとする。

第 14 条(法令等の遵守)

1 ヒットおよび本利用者は、本規約および個別契約の締結、履行に際し、法令および監督官庁の指導等を遵守し、公序良俗に従わなければならない。

2 本利用者は、本規約および個別契約の内容が前項に抵触したはそのおそれがあるときは、その内容をヒットに通知し、ヒットと本利用者間で協議のうえ、適切な措置を講ずるものとする。

第 15 条(秘密保持)

1 ヒットおよび本利用者は、事前に相手方の書面による承諾を得なければ、本規約および個別契約に関して知った相手方の秘密を開示してはならない。

2 ヒットおよび本利用者は、本規約および個別契約の履行に関与した第三者に対しても前項の義務を負わせなければならない。

3 次の各号の一に該当する業務上の情報は、第1項に規定する秘密に含まれないものとする。

- (1)相手方からの提供を受ける前から保有していた情報。
- (2)自己の責に帰することのできない事由により公知となった情報。
- (3)正当に第三者から知得した情報。
- (4)ヒットまたは本利用者が本サービスを利用することに伴い、必然的に公知となった情報。

第16条(解約)

1 ヒットは、本利用者に本規約または個別契約に違反する行為がある場合、相当の期間を定めてその是正を書面にて催告し、相手方がかかる違反を是正しない場合は、直ちに本利用者の本サービス利用を停止し、個別契約を解除することができる。

2 ヒットは、本利用者に次の一にでも該当する事由が生じた場合には、催告することなしに直ちに本利用者の本サービス利用を停止し、個別契約を解除することができるものとする。

- (1)仮差押、差押もしくは競売の申立て、破産手続開始、民事再生手続開始、もしくは会社更生手続開始の申立てがあったとき、または清算に入ったとき。
- (2)租税公課を滞納して保全差押を受けたとき。
- (3)支払いを停止したとき、もしくは手形または小切手の不渡りを発生させたとき。
- (4)手形交換所の取引停止処分があったとき。
- (5)信用に不安が生じ、または事業に重大な変化が生じたとき。
- (6)本規約および個別契約に基づく債務の履行が困難と認められるとき。
- (7)本規約および個別契約の履行に関し、役員、使用人もしくは代理人が不正の行為をしたとき。
- (8)正常な取引を行えず、または正常な営業ができない事由が生じたとき。

第17条(暴排条項)

1 ヒットは、本利用者が以下の各号のいずれかに該当した場合は、何らの催告を要しないで本利用者の本サービス利用を停止し、個別契約を解除することができる。

- (1)暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力(以下、

「暴力団等」という)である場合。

(2)代表者、責任者、または実質的に経営権を有する者が暴力団等である場合、または暴力団等への資金提供を行う等、密接な交際のある場合。

(3)自らまたは第三者を利用して、他方当事者に対して、自身が暴力団等である旨を伝え、または、関係者が暴力団等である旨を伝えた場合。

(4)自らまたは第三者を利用して、他方当事者に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いた場合。

(5)自らまたは第三者を利用して、他方当事者の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれがある行為をした場合。

(6)自らまたは第三者を利用して、他方当事者の業務を妨害した場合、または妨害するおそれのある行為をした場合。

2 ヒットは前項の規定により本規約を解除した場合は、本利用者に損害が生じても、これを一切賠償しない。

第18条(損害賠償)

本利用者が、本規約に違反してヒットに損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負う。

第19条(規約改定)

1 本規約の変更内容がサービス名や表現の変更又は誤字、脱字の修正等であり、本規約の内容に実質的に影響しない場合、ヒットは、本規約を変更することができ、変更後の本規約の内容を電子メールによる通知、ウェブサイト等への掲載その他ヒットが適当と判断する方法により通知した時点での効力が発生するものとする。

2 ヒットは以下の場合に、ヒットの裁量で本規約を変更することができる。

- (1)変更内容が本利用者の一般の利益に適合する場合
- (2)変更内容が契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものである場合

3 ヒットは前2項による本規約の変更の場合、本規約変更の効力発生の相当期間前までに、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容ならびにその効力発生時期を電子メールによる通知、ウェブサイト等への掲載その他ヒットが適当と判断する方法により通知するものとする。

4 変更後の本規約の効力発生日以降に本利用者が本サービスを利

用したときは、本利用者は、本規約の変更に同意したものとみなす。

第 20 条(準拠法および合意管轄)

本規約の準拠法は日本法とし、本規約および個別契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とする。

第 21 条(協議解決)

本規約および個別契約について定めのない事項および疑義のある事項は、ヒットおよび本利用者が協議して解決するものとする。

2020 年 10 月 1 日 制定

2021 年 5 月 6 日 改定